

東日本大震災津波で被災された皆様に役立てていただくための

暮らしの安心ガイドブック

令和8年度版
岩 手 県

- ・被災した皆様にお役に立つと考えられる各種支援制度の一部について、大まかな内容を掲載しました。支援制度等の詳しい内容や具体的手続きなどは、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。
- ・令和7年度版からの変更箇所を赤字にしています。
- ・なお、令和8年4月1日時点で申請期限が終了した支援制度等は削除しています。
- ・各掲載した内容は、令和8年4月1日時点のものであり、その後、変更されている場合がありますのでご注意ください。

目 次

1 おかねのこと

1－① 義援金や生活再建のお金など	P1
1 災害弔慰金	1
2 災害障害見舞金	2
3 義援金の配分	3
1－② 既存の債務、住宅ローンなどを整理したい	P4
1 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	4
2 貸付条件の変更など	4
3 多重債務 弁護士無料相談	5
4 消費生活相談	6
1－③ 生活費などの貸付けや支援を受けたい	P7
1 災害援護資金	7
2 生活福祉資金	8
3 生活保護	9
1－④ 土地や家屋に被害を受けた方の税の減額・免除	P10
1 被災土地・家屋の固定資産税の減額・免除	10
2 被災した家屋の住宅ローン控除（所得税）	10
3 消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税	10
1－⑤ 住宅再建のための税の控除や特例	P11
1 不動産取得税、固定資産税の特例	11
2 不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税	11
3 登記の登録免許税の免除	12

2 住まいのこと

2ー① 住宅を補修する方	P13
1 住宅改修費用の支給（要支援・要介護の方対象）	13
2ー② 公営住宅のこと	P14
1 公営住宅への入居	14
2 災害公営住宅への入居	14
3 災害公営住宅の入居基準など	15
2ー③ 土地の価格・土地取引の届出のこと	P17
1 公的な土地評価の価格	17
2 土地取引等の届出制度	17
2ー④ 住宅再建のための独自支援制度相談窓口	P18

3 しごとのこと

3ー① 失業された方など	P20
1 失業等給付	20
2 労災保険（仕事中や通勤中に被災された場合）	20
3 未払賃金立替払制度	21
4 離職者対策資金貸付制度	22
3ー② 求職中の方	P23
1 ハローワークの求職や訓練等の紹介	23
2 職業訓練受講給付金	23
3 求職者支援資金融資	24
4 リ・スキリング等教育訓練支援融資	24
5 各広域振興局経営企画部・地域振興センター	25
6 ジョブカフェいわて及び各地域ジョブカフェ	25
7 高等職業訓練促進給付金の支給	26
8 自立支援教育訓練給付金	26

3-③ 仕事の悩み相談窓口	P27
---------------------	-----

1 労働基準監督署 総合労働相談コーナー	27
----------------------------	----

4 子ども、子育てのこと

4-① 子どもの手当や減額・免除のこと	P28
---------------------------	-----

1 児童手当	28
--------------	----

2 児童扶養手当（ひとり親家庭対象）	29
--------------------------	----

3 母子父子寡婦福祉資金	30
--------------------	----

4-② 奨学金や就学支援のこと	P31
-----------------------	-----

1～8 奨学金の給付	31
------------------	----

9～14 就園・就学支援	34
--------------------	----

15 教科書購入費等給付（いわての学び希望基金）	36
--------------------------------	----

16 文化活動支援・運動部活動支援（いわての学び希望基金） ..	37
----------------------------------	----

17 被災地に居住する生徒等の通学交通費の支援（いわての学 び希望基金）	37
---	----

18 大学等進学支援一時金給付（いわての学び希望基金）	38
-----------------------------------	----

19 保育士修学資金（いわての学び希望基金）	39
------------------------------	----

20～21 奨学金の貸与	39
--------------------	----

4-③ 子育て支援制度などのこと	P41
------------------------	-----

1 ひとり親家庭支援事業	41
--------------------	----

2 未成年後見人制度	41
------------------	----

3 未成年後見人支援事業	41
--------------------	----

4 里親制度	42
--------------	----

4-④ 子ども・子育ての相談窓口	P43
------------------------	-----

1 いわてこどもケアセンター	43
----------------------	----

2 児童相談所	44
---------------	----

3 親子のための相談 LINE	44
-----------------------	----

4 児童虐待防止.....	44
---------------	----

5 高齢の方への支援のこと

5-① 高齢の方の相談窓口.....	P45
1 地域包括支援センター.....	45
2 いわて認知症電話相談（認知症コールセンター）.....	45
3 認知症に関する相談（岩手県認知症疾患医療センター）.....	46
4 若年性認知症に関する相談（若年性認知症支援コーディネーター）.....	46

6 暮らしの支援のこと

6-① 医療のこと.....	P47
1 医療情報ネット.....	47
2 岩手県救急安心センター（＃7199）、小児救急医療電話相談（＃8000）.....	47
6-② 被災者の生活再建や支援の相談窓口.....	P47
1 民生委員・児童委員.....	47
6-③ こころの相談窓口.....	P48
1 震災こころの相談室（地域こころのケアセンター）.....	48
2 こころの健康相談（災害時ストレス健康相談受付窓口）.....	48
3 生きづらびっと（SNS（LINE）での相談窓口）.....	48
6-④ 暮らしの悩み相談窓口.....	P49
1 生活困窮者自立相談による支援.....	49
2 よりそいホットライン.....	50
3 日本司法支援センター（法テラス）.....	50
6-⑤ 女性の相談や暴力についての相談窓口.....	P51
1 岩手県男女共同参画センター.....	51
2 性と健康の相談センター.....	51

3	性犯罪相談電話.....	51
4	警察安全相談電話.....	52
5	犯罪被害者支援に関する相談.....	52
6	DV相談.....	53

7 帰郷に関する支援のこと

7-①	岩手県での就労のこと.....	P54
1	岩手県U・Iターンセンター.....	54
2	いわてU・Iターンサポートデスク.....	54
7-②	岩手県への移住のこと.....	P55
1	いわて暮らしサポートセンター.....	55
2	岩手県移住支援金.....	55
3	地方就職支援金.....	56
4	いわて若者U・Iターン支援金.....	56

関係連絡先一覧	P57
---------	-----

特集：住宅ローンなど震災前からのお借入れの返済にお困りの被災者の方へ

1-① 義援金や生活再建のお金など

災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します

1-①-1 災害弔慰金

震災により死亡された（又は行方不明の）方のご遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹）に、市町村が条例に基づき弔慰金を支給します。

※ 兄弟姉妹は、死亡された方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた方、又は同居していた方に限り、かつ、死亡された方の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもいない場合に限り、支給されます。

<支給額>

生計維持者が死亡された場合	500 万円
生計維持者以外の方が死亡された場合	250 万円

市町村により「災害関連死」として判定された場合は、災害弔慰金と義援金が支給されます。

※ 災害関連死とは

津波や建物の倒壊など震災により直接死亡していない場合（震災後の避難所生活の継続など環境の変化により体調を崩して死亡した場合等）でも、震災に起因する死亡と判定されたもの

- ・ 「災害関連死」であるかどうか、市町村が設置した災害弔慰金等支給審査会等が審査をし、市町村が判定の上、災害弔慰金を支給しています。
- ・ 市町村では、審査のため、病院等からの資料や、市町村が病院等関係機関に対して行う調査のための同意書の提出をお願いしています。

災害関連死の例

- 1 津波にのまれたことにより、肺炎を引き起こし悪化して死亡
- 2 震災直後、ライフラインが停止し、十分な医療行為や介護行為を受けることができず、衰弱して死亡
- 3 高齢であり、寒さに耐えながらの避難所生活により、衰弱して死亡

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村（P.58）

1-①-2 災害障害見舞金

震災により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に重度の障害がある方に、市町村が条例に基づき見舞金を支給します。

<支給額>

生計維持者が重度の障害を受けた場合	250 万円
生計維持者以外の方が重度の障害を受けた場合	125 万円

- ・ 「災害と関連ある重度の障害」であるかどうか、市町村が設置した災害弔慰金等支給審査会等が審査をし、市町村が判定の上、災害障害見舞金を支給しています。
- ・ 市町村では審査のため、病院等からの資料や、市町村が病院等関係機関に対して行う調査のための同意書の提出をお願いしています。
- ・ 障害の程度の判定は、市町村がその都度、診断を行う専門医を指定し、その作成する診断書に基づいて行います。

対象者

災害により下記の障害を受けた方

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が 1～8 と同程度以上と認められるもの

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.58）

岩手県に寄せられた義援金を市町村を通じて支給します

1-①-3 義援金の配分

岩手県に寄せられた義援金を、市町村を通じて支給しています。
これまでに第1次配分から第3次配分まで支給されています。

- ・ 義援金の募集は令和7年度末をもって終了しています。
- ・ 今後追加配分があれば増額になります。
- ・ 口座を変更する場合は市町村にご連絡ください。

(参考) <第1次～第3次配分基準>

死亡又は行方不明者 ※3 か月間行方不明者を死亡と推定	<支給額> 死亡又は 行方不明（1 人当たり） 182 万 8,900 円
住家被害 （生活の本拠としていた住宅が半壊以上の被害を受けた方）	<支給額> 全壊、全焼（1 戸当たり） 182 万 8,900 円 半壊、半焼（1 戸当たり） 113 万 3,100 円 全半壊した福祉施設の入所者（1 人当たり） （全壊） 117 万 2,000 円 （半壊） 59 万 1,000 円

※ 第1次～第3次配分全体では、令和8年3月時点で対象者の約99%に対し支給が完了しております。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.58）

1-② 既存の債務、住宅ローンなどを整理したい

既存のローン等に関するご相談を受け付けています

1-②-1 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

震災の影響により、震災前に借りていた住宅ローンなど借金の返済に困っている方のためにローンの減免制度があります。

対象者

- 1 震災の影響で、借金を返済することができない人
- 2 近い将来、返済できないことが見込まれる人

【手元に残せるお金】義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金など最大 500 万円

お問い合わせ先

- ローンの借入をした金融機関
- 弁護士にも無料でご相談いただける場合がございます。
岩手弁護士会法律相談センター **019-623-5005**

※ 6-④-3 日本司法支援センター（法テラス・P.50）もご活用いただけます。

1-②-2 貸付条件の変更など

ローン返済中の住宅が被災した場合や、収入が減少し返済が困難になった際の、既存住宅ローンに係る返済方法についてご相談いただけます。

お問い合わせ先

- 貸付条件の変更を希望する場合
借入をした金融機関
- 住宅金融支援機構融資に関する場合
住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル
0120-086-353（通話料無料）
又は **048-615-0420**

借金の問題を抱えている方への無料弁護士相談会があります

1-②-3 多重債務 弁護士無料相談

借金の問題を抱えている方のために、岩手弁護士会と協力して、県内 8 か所で弁護士による無料相談会を開催します（年間 114 回）。

【開催日時】 お問い合わせください。

【開催場所】 お問い合わせください。

【相談時間】 原則、一人当たり 40 分程度

お問い合わせ先 岩手県立県民生活センター

019-624-2209

消費者と事業者の間のトラブルなどの相談を受け付けます

1-②-4 消費生活相談

販売方法や契約のトラブルなど消費生活に関する相談に対応します。必要に応じ、相談者と事業者の調整（あっせん）、法律相談の案内等を行います。

お問い合わせ先

岩手県立県民生活センター

019-624-2209

月～金曜日：午前 9 時～午後 5 時 30 分

土・日曜日：午前 10 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）

メール相談：✉syohi@pref.iwate.jp

（※相談員が相談内容を確認のうえ、電話で回答します。）

名 称	相談受付市町村	所在地・電話番号
盛岡市消費生活センター	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	盛岡市内丸 3-46 019-624-4111
宮古市消費生活センター	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古市宮町 1-1-30 0193-68-9081
大船渡市消費生活センター	大船渡市、陸前高田市、住田町	大船渡市盛町字宇津野沢 15 0192-27-3111
花巻市市民生活総合相談センター	花巻市	花巻市花城町 9-30 0198-41-3550
北上市消費生活センター	北上市、西和賀町	北上市芳町 1-1 0197-72-8203
久慈市消費生活センター	久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈市川崎町 1-1 0194-54-8004
遠野市消費生活センター	遠野市	遠野市新町 1-10 0198-62-6318
一関市消費生活センター	一関市、平泉町	一関市竹山町 7-2 0191-21-8342
釜石市消費生活センター	釜石市、大槌町	釜石市只越町 3-9-13 0193-22-2701
二戸消費生活センター	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-5800
奥州市総合相談室	奥州市、金ヶ崎町	奥州市水沢大手町 1-1 0197-34-2915

※上記のほかに、消費者ホットライン「188（いやや）※局番なし」に電話するとお近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口につながります。

1-③ 生活費などの貸付けや支援を受けたい

生活資金や生活再建の資金を無利子又は低利子で借り入れられます

1-③-1 災害援護資金

震災により住居や家屋に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、限度額の範囲内で無利子（※1）又は低利子で生活資金等を借り入れることができます。償還期間は13年（※2）です。

※1 保証人なしで市町村が貸付を行った場合、年利1.5%です。

※2 当初6年（特別な場合は8年）は無利子で償還は不要です。

※3 所得制限があります。また、審査の結果ご希望に添えかねることがありますので、市町村に直接ご相談ください。

<貸付限度額>

負傷の有無	被災程度	貸付限度額
世帯主に1か月以上の負傷がある場合	① 当該負傷のみ	150万円
	② 家財の3分の1以上の損害	250万円
	③ 住居の半壊	270万円
	④ 住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	① 家財の3分の1以上の損害	150万円
	② 住居の半壊	170万円
	③ 住居の全壊（④の場合を除く）	250万円
	④ 住居の全体の滅失又は流失	350万円

【申請期限】 令和9年3月31日まで

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.58）

1-③-2 生活福祉資金

生活福祉資金を、無利子又は低利子で借り入れることができます。

【対 象】 東日本大震災で被災した低所得世帯
(被災したことで低所得世帯になった場合を含む)

【連帯保証人】 原則として必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能です。

【貸付利子】 連帯保証人を立てる場合 無利子
連帯保証人を立てない場合 年 1.5%

<福祉資金 福祉費の特例（生活復興支援資金）>

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
貸付内容	生活の復興の際に必要なとなる当面の生活費	住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な費用	住宅補修等に必要な費用
貸付対象	東日本大震災で被災した低所得世帯		
貸付上限	複数世帯：月 20万円以内 単身世帯：月 15万円以内 (貸付期間は6月以内)	80万円以内	250万円以内
据置期間	最終貸付日から2年以内		
償還期限	据置期間経過後20年以内（貸付金額に応じて設定）		

※ 状況に応じて上記以外にも、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象とする通常の貸付制度（生活福祉資金）をご利用いただける場合があります。

お問い合わせ先 各市町村社会福祉協議会（P.60）又は民生委員（P.47 6-②-1）

生活に困窮している方は生活保護の申請ができます

1-③-3 生活保護

現に生活に困窮している方を対象として、その困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障する制度です。

生活保護は、保有している預貯金・不動産等の資産や他の各種支援制度、扶養義務者の援助、稼働能力の活用などを図った上で、なお生活に困窮する場合に適用されます。

※1 保護の申請をした方が所有している自動車等の資産について、例えば、自動車以外による通勤方法が全くないような場合などで一定の要件を満たせば、保有が認められる場合があります。

※2 避難先で生活に困窮された場合でも、避難先において保護の申請ができます。

<R5年10月以降の岩手県の生活保護基準（最低生活費）の計算例（生活扶助分のみ・冬季加算は除く）>

世 帯 構 成	盛岡市	盛岡市、八幡平市 以外の市	八幡平市及び 町村
夫婦と子ども 1 人の世帯 (33 歳・29 歳・4 歳の場合)	154,480 円	149,280 円	144,100 円
高齢者単身世帯 (70 歳の場合)	71,990 円	69,670 円	67,350 円
高齢者夫婦世帯 (70 歳・68 歳の場合)	115,230 円	111,120 円	107,160 円
母子世帯 (30 歳・4 歳・2 歳の場合)	184,830 円	178,130 円	173,030 円

お問い合わせ先

各市町村 (P.58)

各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター (P.57)

※ 町村居住者の保護の決定は広域振興局が行いますが、町村役場が申請等の窓口になります。

1-④ 土地や家屋に被害を受けた方の税の減額・免除

税金の減額・免除が受けられます

1-④-1 被災土地・家屋の固定資産税の減額・免除

津波により甚大な被害を受けた区域内の土地・家屋のうち、平成27年度に固定資産税が市町村の条例により減額・免除されたものは、令和8年度分の固定資産税が、減額・免除される場合があります。

ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当とした土地・家屋については、課税されます。

【手続き】 特に必要ありません。

お問い合わせ先 被災土地・家屋が所在する市町村 (P.58)

1-④-2 被災した家屋の住宅ローン控除（所得税）

震災により住宅ローン控除の適用を受けていた家屋に居住することができなくなった場合についても、住宅ローン控除の残りの適用期間について、その家屋等に係る住宅ローンを有するときは、引き続き、この控除の適用を受けることができます。

- ① 給与所得者の方：勤務先での年末調整で控除の適用を受けることができます。
- ② ①以外の方：確定申告時にお近くの税務署にお問い合わせください。

※ 住宅ローン控除は、適用期限（令和7年12月31日）が令和12年12月31日まで5年延長されました。

※ 所得税から控除しきれない場合、手続き不要で個人住民税からも控除されます。

※ 家屋の再取得又は増改築をした場合の新たな住宅ローンについては、住宅ローン控除の特例の適用を受けることができます。

お問い合わせ先 お近くの税務署 (P.59)

1-④-3 消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

契約書の作成に係る印紙税の非課税制度があります。

【対象】 地方公共団体や政府系金融機関、民間金融機関などが、被災者の方向けに行う災害特別貸付に際して作成される「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）

【期間】 平成23年3月11日～令和13年3月31日までの間に作成

お問い合わせ先 ●お近くの税務署 (P.59)

●お住いの市町村 (P.58)

1-⑤ 住宅再建のための税の控除や特例

住宅再建等に当たり、税金の特例があります

1-⑤-1 不動産取得税、固定資産税の特例

震災により被災した不動産に代わるものと認められる不動産を取得した場合は、以下の特例があります。

	家屋を取得した場合	左記家屋の敷地となる土地を取得した場合
不動産取得税 【都道府県税】	被災家屋の床面積相当分は課税されません。	従前の土地（被災家屋の敷地）面積に相当する部分は課税されません。
固定資産税・都市計画税 【市町村税】	被災家屋の床面積相当分について、家屋の取得・改築後、 4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額 されます。	被災した住宅の用地に代わる土地については、 取得後3年間は住宅用地とみなし、軽減 されます。

【期限】 令和9年3月31日までに取得

※ 被災した家屋や土地の代わりに取得した家屋・土地が存在する都道府県や市町村に申請する必要があります。

お問い合わせ先

●不動産取得税

お近くの広域振興局の県税窓口（P.57）

●固定資産税・都市計画税

取得した不動産が所在する市町村（P.58）

1-⑤-2 不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

契約書の作成に係る印紙税の非課税制度があります。

【対象】 被災した建物が所在した土地を譲渡したり、被災した建物に代わる建物を取得したりする場合などに、被災者の方が作成する、不動産の譲渡に関する契約書、建設工事の請負に関する契約書

※ このほか、被災した農用地の譲渡や代替農用地の取得、代替船舶等の取得も対象となります。

【期間】 平成23年3月11日～令和11年3月31日までの間に作成

お問い合わせ先

お近くの税務署（P.59）

1-⑤-3 登記の登録免許税の免除

震災により被害を受けた方が、次のとおり登記を行う場合、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。

- ・ 震災により滅失等した建物に代わるものとして新築・取得した建物及び土地に係る登記

【期限】 令和 11 年 3 月 31 日

- ・ 震災により耕作が困難となった農用地等に代わるものとして取得後 1 年以内に登記を受けた農用地の所有権の移転の登記
- ・ 震災により滅失等した漁船に代わるものとして建造又は取得した漁船の所有権の保存・移転登記

【期限】 令和 9 年 3 月 31 日

お問い合わせ先 お近くの法務局、お近くの税務署（P.59）

2-① 住宅を補修する方

要介護認定を受けた方の住宅改修を支援します

2-①-1 住宅改修費用の支給（要支援・要介護の方対象）

要介護認定を受けている方を対象に以下の住宅改修費用が支給されます（自己負担を含む最大 20 万円まで）。

	介護予防サービス	在宅サービス
受けられる方	要支援 1、2 の方	要介護 1～5 の方
サービスの内容	介護予防を目的とした住宅改修に対して費用を支給します（手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への変更等）。	小規模な改修に対して費用を支給します（手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への変更等）。

お問い合わせ先 各市町村介護保険担当課（P.58）

2-② 公営住宅のこと

2-②-1 公営住宅への入居

県営住宅は定期募集（5月、7月、9月、11月、2月予定）と常時募集（一部の団地）を行っています。市町村営住宅は、募集内容に違いがありますので、窓口までお問い合わせください。

【入居申込期間】 県又は市町村広報紙等でお知らせします

お問い合わせ先

●県営住宅

（一財）岩手県建築住宅センター

0120-208-201（通話料無料）
019-623-4414

●市町村営住宅

各市町村住宅担当課（P.58）

2-②-2 災害公営住宅への入居

県及び市町村では、震災により住宅を失い自力での住宅再建が難しい方で、現に住宅に困窮している方を対象に、災害公営住宅を整備しています。

【募集団地等】 岩手県のホームページよりご確認ください。
岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>
災害公営住宅 で検索

【基準、家賃】 P.15～16 2-②-3 をご覧ください。

お問い合わせ先

●県営災害公営住宅

（一財）岩手県建築住宅センター

0120-208-201（通話料無料）
019-623-4414

●市町村営住宅

各市町村住宅担当課（P.58）

2-②-3 災害公営住宅の入居基準など

岩手県災害公営住宅入居者募集の概要です（詳しくは、各災害公営住宅の募集要項をご確認ください）。

入居者資格 1～4 の全ての要件を満たす必要があります

- 1 次のいずれかを満たす者であること。
 - ① 震災により住宅を滅失した者（全壊、全焼、全流出又は大規模半壊・半壊であって解体を余儀なくされた者）
 - ② 震災により住宅の損傷の程度が一部損壊であって、修繕や補修では住宅の機能を回復することができないとされ解体を余儀なくされた者
 - ③ 震災により賃借した住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なくなり住宅を失った者
 - ④ 震災の復興に伴い実施される国で定める事業（都市計画事業など）の実施に伴い移転を余儀なくされた者
- 2 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- 3 暴力団員が申込世帯にいないこと。
- 4 県営住宅の明渡し処分から2年経過し、かつ、家賃等滞納債務がないこと。

※ 県営災害公営住宅に入居を希望される方については、月収（公営住宅法で定める収入月額）が15万8,000円以下（裁量世帯については21万4,000円以下）であることが必要です。

※ 市町村の災害公営住宅については、入居要件が異なる場合がありますので、詳しくは、市町村にお尋ねください。

入居者募集

- ① 入居しようとする世帯構成に応じ、応募できる部屋の間取りを区分します。
- ② 障がい者、高齢者、母子世帯等について、優先的に入居できるよう配慮します。

<家賃等>

(1) 家賃

ア 公営住宅法等に基づき、入居者の収入、立地、規模、経過年数等に応じて家賃を決定します。

イ 特に所得の低い被災者については、災害公営住宅管理開始後 10 年間、国の東日本大震災特別家賃低減事業による家賃の低減措置を行います。

ウ なお、県には従来から行っている低所得者向けの減免措置があり、当該減免制度を適用した方が、イで算定した家賃よりも低い家賃となる場合には、当該減免措置を適用します。

【家賃の目安】

※ 家賃は団地によって異なります。(下表は栃ヶ沢アパートの例)

収入 (月収)	家賃		
	1 D K	2 D K	3 D K
0 円～104,000 円	15,400 円	19,100 円	22,000 円
104,001 円～123,000 円	17,700 円	22,100 円	25,300 円
123,001 円～139,000 円	20,300 円	25,200 円	29,000 円
139,001 円～158,000 円	22,900 円	28,500 円	32,700 円
158,001 円～186,000 円	26,200 円	32,500 円	37,400 円
186,001 円～214,000 円	30,200 円	37,500 円	43,100 円

(2) 敷 金 免除します。

(3) 家賃保証 連帯保証人を 1 名たてていただくか、又は、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結していただきます。

(4) 駐車場料金 原則 1 住戸につき 1 区画利用できるものとし、利用する場合は駐車料金が発生します (既存の県営住宅の例 : 1 区画 1,300～1,700 円)。

(5) 入居に伴い発生するその他の費用
共益費、光熱水費、日常の費用(軽微な修繕を含む)などが発生します。

2-③ 土地の価格・土地取引の届出のこと

2-③-1 公的な土地評価の価格

土地の価格として、公的な土地評価の価格を公表しています。

地価公示	県内約 190 地点の土地（標準地）の正常価格を示しています	毎年 1 月 1 日時点の価格（3 月下旬公表）
地価調査	県内約 350 地点の土地（基準地）の正常価格を示しています	毎年 7 月 1 日時点の価格（9 月下旬公表）

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/> で検索

お問い合わせ先 岩手県環境生活部環境保全課環境影響評価・土地利用担当
019-629-5268、5269
市町村土地利用対策担当課（P.58）

2-③-2 土地取引等の届出制度

土地を取得、相続した場合は、届出が必要です。

1 一定面積以上の土地を取得したとき

市街化区域	2,000 m ² （約 600 坪）以上
上記区域を除く都市計画区域	5,000 m ² （約 1,500 坪）以上
都市計画区域以外の区域	10,000 m ² （約 3,000 坪）以上

【届 出 先】 取得した土地が所在する市町村の土地利用対策担当課

【届 出 期 限】 契約を結んだ日を含めて 2 週間以内

【届出対象面積】 区域によって異なります。

区域がわからない場合は、取得した土地が所在する市町村にお問い合わせください。

2 森林を買ったとき、相続したとき

【届 出 先】 所有した森林が所在する市町村の農林課等

【届出期限】 森林所有者となった日から 90 日以内

3 農地を相続したとき

【届 出 先】 相続した農地が所在する市町村の農業委員会等

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/> で検索

お問い合わせ先 岩手県環境生活部環境保全課環境影響評価・土地利用担当
019-629-5268、5269
市町村土地利用対策担当課（P.58）

2-④ 住宅再建のための独自支援制度相談窓口

市町村の独自支援ごとの相談窓口を一覧にしました。
支給額や支給方法等、制度の詳細を確認する際に御活用ください。

野田村

その他

支援内容	担当部署名・電話番号
浄化槽設置	地域整備課
	0194-78-2933
再生可能エネルギー等導入	未来づくり推進課
	0194-78-2963

宮古市

その他

支援内容	担当部署名・電話番号
地域材利用	農林課
	0193-68-9097
太陽光発電・蓄電池設備設置	エネルギー推進課
	0193-68-9079

山田町

その他

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
浄化槽設置	上下水道課下水道チーム下水道庶務係
	0193-82-3111（347、348）
太陽光発電設備設置	政策企画課まちづくり推進係
	0193-82-3111（362）

釜石市

その他

支援内容	担当部署名・電話番号
市産材利用	産業振興部水産農林課
	0193-22-2111（302）
浄化槽設置	建設部下水道課
	0193-22-1061

陸前高田市

その他

支援内容	担当部署名・電話番号（内線）
地域材利用	農林課林政係
	0192-54-2111（474）
浄化槽設置	上下水道課経理係
	0192-54-2111（545）
新エネルギー設備等導入	まちづくり推進課生活環境係
	0192-54-2111（122）

※ 市町村ごとに制度の対象となる方や支給方法等が異なる場合がありますので、各制度の詳細については、住宅が所在する市町村にお問い合わせください。

※ この一覧に掲載のない市町村においても、被災された方が利用可能な支援制度がある場合があります。

3-① 失業された方など

失業等給付・労災保険が受けられます

3-①-1 失業等給付

生活及び雇用の安定と就職の促進のため、雇用保険の失業等給付を受けることができます。

- ・ 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合
- ・ 労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合
- ・ 労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合

対象者

ハローワークに来所し、就職の努力によっても就職できない「失業の状態」にある方
離職の日以前 2 年間に、被保険者期間が通算して 12 か月以上ある方 など

お問い合わせ先 各ハローワーク (P.59)

3-①-2 労災保険（工作中や通勤中に被災された場合）

労働者の方が工作中や通勤中に、地震や津波による建物の崩壊などが原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方は労災保険による給付を受けられます。

行方不明の場合の特例措置

東日本大震災により 3 ヶ月間、生死が分からない場合、又は、死亡が 3 ヶ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合は、平成 23 年 3 月 11 日にその方が死亡したと推定します。

お問い合わせ先 各労働基準監督署 (P.59)

退職時の未払賃金を立て替えます

3-①-3 未払賃金立替払制度

お勤めになっていた企業が倒産（破産手続開始の決定等）又は事実上の倒産状態（※）となったことにより、賃金が支払われないままに退職された方は、その未払賃金の80%を上限として、国が企業に代わって立替払をします。

（※）中小企業に限ります。また、この場合、制度利用のための申請は退職日の翌日から起算して6か月以内に行われる必要があります。

<立替払の対象となる未払賃金・上限>

対象	退職日の6か月前の日から立替払請求日の前日までの間に給与支給日が来ている給与と退職金	
上限	45歳以上	: 370万円
	30歳以上45歳未満	: 220万円
	30歳未満	: 110万円

例）退職日に35歳で未払賃金が220万円（上限）の場合は、立替払額176万円

対象となる方（以下の二つを満たす方）

- ① 労災保険の適用事業で1年以上にわたり事業活動を行ってきた事業主に雇用されていた方
- ② 企業の倒産等により退職し、2万円以上の未払賃金が残っている方

お問い合わせ先 各労働基準監督署（P.59）

事業主都合などによる離職者の方に生活資金の貸付を行います

3-①-4 離職者対策資金貸付制度

事業主都合（企業の倒産や事業不振による縮小・雇い止めなど）による離職者の方に、生活資金を貸し付けることにより、生活の安定と求職活動を支援します。

対象者

- 1 離職後 1 年以内であって、求職活動（ハローワークに求職申込）中の方
- 2 原則として県内に 1 年以上居住している方
（雇い止め等によって県内に帰省してきた方の場合は、原則として帰省直前の居住地に 1 年以上居住していた方）
- 3 離職時の事業所に 1 年以上勤務していた方
- 4 ハローワークから雇用保険受給資格者証の交付を受けている方（基本手当の所定給付日数の受給を終了している場合は、終了後 6 か月以内の方）

<融資の内容>

100 万円を限度に、**年利 1.5%**で融資を受けることができます（保証料は東北労働金庫が負担、返済期間 10 年以内）。

※ 原則として 1 名の連帯保証人が必要。

お問い合わせ先

東北労働金庫岩手県本部
又は **東北労働金庫県内各支店**

0120-1919-62（通話料無料）

3-② 求職中の方

仕事探し、職業訓練（ハロートレーニング）を支援します

3-②-1 ハローワークの求職や訓練等の紹介

1 求職者サービス

県内 12 か所のハローワークで、職業相談やカウンセリング、求人公開カードや求人検索パソコンによる情報提供を行うとともに、希望の職業について職業紹介を行っています。

- あっせんサービス

仕事選択の手助け、求人者への連絡、求職の公開など

- 支援サービス

求職活動セミナー、個別の職業相談、職業訓練の受講



2 職業訓練の受講

ハローワークから訓練受講のあっせんや指示等を受けて、訓練期間中の生活支援を受けながら就職に必要な技能や知識を習得する訓練を無料で受講することができます。

<訓練の概要>

	雇用保険を受給中の方	雇用保険を受給できない方
受けられる訓練	「公共職業訓練（離職者訓練）」 ※再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練	「求職者支援訓練」 ※就職に必要な基本的能力を習得するための訓練
訓練中の生活支援	雇用保険の基本手当を受給しながら受講ができ、また訓練期間が雇用保険の所定給付日数を超えた後も受給できます。	一定の要件に該当する方は、「職業訓練受講給付金」や「訓練手当」を受給しながら受講できます。

お問い合わせ先 各ハローワーク (P.59)

職業訓練中の生活費を保障します

3-②-2 職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示を受けて、求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

<支給額>

職業訓練受講手当：月額 **10 万円**
通所手当：所定の額（上限額あり）

お問い合わせ先 各ハローワーク (P.59)

3-②-3 求職者支援資金融資

職業訓練受講給付金の支給対象となる方で、この給付金だけでは**訓練受講中の**生活費が不足する方を**対象に**、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。

<貸付上限額>

同居配偶者等がいる方：月額	10 万円
それ以外の方：月額	5 万円

お問い合わせ先 **各ハローワーク（P.59）**

3-②-4 リ・スキリング等教育訓練支援融資

ハローワークに求職の申し込みをしている方で、スキルアップ等を目指す方々を支援するため、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資する制度です。一定の条件を満たし、対象の教育訓練を受講する方を対象に、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。

教育訓練費用	年収 200 万円以上の方	年間最大 120 万円×最長 2 年間
	年収 200 万円未満の方 ※または離職者	年間最大 120 万円×最長 1 年間
	融資対象費用：入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品代等 （融資申込時点で支払済の費用は、領収書等で支払が確認できる受験費用のみが融資対象）	
生活費	年収 200 万円以上の方	月額最大 10 万円×受験予定訓練月数（最長 24 か月）
	年収 200 万円未満の方 ※または離職者	月額最大 10 万円×受験予定訓練月数（最長 12 か月）

<融資額>

お問い合わせ先 **各ハローワーク（P.59）**

就職に向けた相談受付など、就職に向けた各種支援をします

3-②-5 各広域振興局経営企画部・地域振興センター

就職、労使関係、労働条件に関する相談をはじめ、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応します。

また、就業支援員による就職希望の高校生等を対象とした就職支援、新卒者の職場定着支援のほか、県内就業・キャリア教育コーディネーターによる進学希望の高校生等を対象とした県内企業の認知度向上などキャリア教育の取組を行います。

お問い合わせ先 各広域振興局経営企画部・地域振興センター（P.57）

3-②-6 ジョブカフェいわて及び各地域ジョブカフェ

1 ジョブカフェいわて

ジョブカフェいわてでは、おおむね 45 歳までの求職者を対象として、キャリアカウンセリングやセミナー等を実施し、地域ジョブカフェや関係機関等と連携しながら、様々な就職支援等を行います。

2 各地域ジョブカフェ

県内 5 か所の地域ジョブカフェでは、地域のニーズに応じた就職支援等を行います。

お問い合わせ先 ジョブカフェいわて及び各地域ジョブカフェ（P.59）

ひとり親家庭の親の就業のため、資格取得や教育訓練を支援します

3-②-7 高等職業訓練促進給付金の支給

岩手県内にお住まいの母子家庭の母、又は父子家庭の父が、次の資格取得のために養成訓練を受講する場合、一定の要件を満たすときに高等職業訓練促進給付金を支給します。

<支給額>

非課税世帯：月額 **10万円**
課税世帯：月額 **7万500円**

【対象資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師等

【支給期間】 養成機関での修業期間の全期間（最大4年間）

お問い合わせ先

●市にお住まいの方

各市福祉事務所（P.58）

●町村にお住まいの方

各広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター（P.57）

3-②-8 自立支援教育訓練給付金

岩手県内にお住まいの母子家庭の母、又は父子家庭の父が、以下の講座を受講する場合、一定の要件を満たすときに受講料の一部を支給します。

<支給額>

受講の為に支払った**費用の60%**相当額

※ 12,001円以上で20万円を上限

※ 雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給

【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

国が別に定める就業に結びつく可能性が高い講座 など

お問い合わせ先

●市にお住まいの方

各市福祉事務所（P.58）

●町村にお住まいの方

各広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター（P.57）

3-③ 仕事の悩み相談窓口

3-③-1 労働基準監督署 総合労働相談コーナー

新たな雇用による職場環境の悩みや、雇用条件等についてご相談いただけます。

お問い合わせ先 岩手労働局「総合労働相談コーナー」

しよくばの なやみ

① 0120-980-783（通話料無料）

※ 岩手県内の一般電話及び公衆電話から通話ができます。※携帯電話からはつながりません。

※ 相談窓口の受付時間：午前 9 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

（土・日・祝日・年末年始休み）

② 県内各総合労働コーナー

名 称	所 在 地	連 絡 先
岩手労働局	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 5 階	0120-980-783 019-604-3002
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 6 階	019-907-9221
宮 古	宮古市緑ヶ丘 5-29	0193-62-6455
釜 石	釜石市上中島町 4-3-50 NTT 東日本上中島ビル 1 階	0193-23-0651
花 巻	花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 2 階	0198-23-5231
一 関	一関市旭町 5-11	0191-23-4125
大 船 渡	大船渡市大船渡町字台 13-14	0192-26-5231
二 戸	二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 2 階	0195-23-4131

※ 相談窓口の受付時間：午前 9 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで（土・日・祝日・年末年始休み）

※ 仕事の悩みについて相談したい方は、6-④暮らしの悩み相談窓口（P.49）もご覧下さい。

4-① 子どもの手当や減額・免除のこと

子育て家庭を対象に手当が支給されます

4-①-1 児童手当

0歳から高校生年代までの子どもを養育する方に支給します。

届出

子どもが生まれた場合、他市町村から転入してきた場合など、新たに支給要件を満たすことになった方は、届出が必要です。

<支給額（月額）>

年齢	支給額 (第1子・第2子)	支給額 (第3子以降)
3歳未満	15,000 円	30,000 円
3歳以上高校生年代まで	10,000 円	30,000 円

お問い合わせ先 各市町村 (P.58)

4-①-2 児童扶養手当（ひとり親家庭対象）

父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭に支給します。父子家庭も対象となります。

<支給額（月額）（令和 8 年 4 月 1 日現在）> ※所得制限があります

児童 1 人の場合	（全部支給）	48,050 円
	（一部支給）	48,040 円～11,340 円
児童 2 人以上の加算額	（全部支給）	11,350 円
	（一部支給）	11,340 円～5,680 円

※ 通勤定期特別割引

児童扶養手当受給者又はその同一の世帯員の方で、通勤のためにＪＲ通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（３割程度）が受けられます。

対象児童の要件

- 1 父母が婚姻を解消した子ども
- 2 父又は母が一定の障害の状態にある子ども
- 3 父又は母の生死が明らかでない子ども
- 4 父又は母が死亡した子ども
- 5 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている子ども
- 6 父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた子ども
- 7 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている子ども
- 8 婚姻によらないで生まれた子ども
- 9 遺棄などで父母がいるかいないか明らかでない子ども

※ 年金を受給している場合は、支給額を調整します。

※ 手当額は年によって変動があります。

お問い合わせ先 各市町村（P.58）

4-①-3 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭及び寡婦やその子どもを対象として無利子又は低利子（年 1.0％）で、各種の資金が借りられます。

<主な貸付資金と限度額(令和 8 年 4 月 1 日現在)>

生活資金	月額 14 万 1,000 円
修学資金	月額 10 万 8,500 円(国公立大学自宅外通学時)
住宅資金	150 万円 など

活用できる方

- 1 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方
- 2 20 歳未満の父母のいない児童
- 3 かつて母子家庭の母であった方（現在児童が 20 歳以上になっている方）
- 4 40 歳以上の配偶者のいない女子であって現に児童を扶養していない方

※ 40 歳以上の配偶者のいない女子及び現に扶養する子等のない寡婦の場合は、前年度の所得が 203 万 6,000 円を超えるときは、原則として貸付けは受けられません。

※ 上記の他、技能習得資金、医療介護資金等があります。

お問い合わせ先 各市町村 (P.58)

4-② 奨学金や就学支援のこと

- 被災孤児とは、震災により両親（ひとり親家庭の場合はその親）が死亡、又は行方不明となった子どものことです。
- 被災遺児とは、震災により父若しくは母が死亡、又は行方不明となり、ひとり親家庭となった子どものことです。

※ 各奨学金等は、令和8年度の募集が終了しているものもあります。それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

被災孤児又は被災遺児を対象に返済不要の奨学金等を支給します

4-②-1 奨学金給付事業（いわての学び希望基金）

岩手県で被災し、親を失った児童・生徒及び学生（県外に転居した者を含む）が給付金・給付型奨学金を受けられます。

<給付金・奨学金支給額>

中学校等に在籍する生徒	月額 4万円
高等学校等に在籍する生徒	月額 5万円
大学、短大、大学院、専門学校等に在籍する学生	〔自宅通学〕 月額 6万円 〔自宅外通学〕 月額 10万円

<一時金>

中学校卒業時	25万円
高等学校卒業時	〔自宅〕 30万円 〔自宅外〕 60万円

お問い合わせ先

各市町村（P.58）

岩手県教育委員会事務局教育企画室（小学生～大学院生） 019-629-6108

4-②-2 みちのく未来基金奨学給付金

大学等への入学から卒業までに必要な入学金・授業料を給付します。

<給付額>

年間 300万円上限

お問い合わせ先

公益財団法人みちのく未来基金

022-724-7645

4-②-3 中央共同募金会 東日本大震災震災遺児修学資金

小学校・中学校・高校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・大学（短期大学を含む。）在学中の方に修学資金を給付します。

他制度と重複可。

<給付額>

1 人年間：28 万 2,000 円

中学校入学祝金（中学校入学時）：10 万円

高等学校卒業祝金（当該修学資金の給付を受けて高校卒業時）：10 万円

お問い合わせ先

社会福祉法人中央共同募金会

0120-768-660（通話料無料）

4-②-4 ロータリー希望の風奨学金

震災遺児の高校卒業後の大学・短大・専門学校への進学に係る修学資金を返済不要で給付します。

<給付額>

月額 5 万円

お問い合わせ先

ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会

03-5250-2050

4-②-5 MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金

小学校から高校までの在学期間に、奨学金を給付します。

新規募集は 2014 年度に小学校に入学した児童をもちまして終了しました。

<給付額>

一時金：10 万円

月額：2 万円

お問い合わせ先

在学する学校

又は公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟内

「東日本大震災復興育英基金 事務局」 03-5424-1121

4-②-6 毎日新聞社会事業団 毎日希望奨学金

高校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院に在学中の方に修学資金を給付します。他制度と重複可。

<給付額>

月額 **3万円**

お問い合わせ先

在学する学校

又は公益財団法人毎日新聞東京社会事業団

03-3213-2674

被災孤児対象の返済不要の奨学金を給付します

4-②-7 公益信託 JCB 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金

震災により両親（ひとり親家庭の場合はその親）が亡くなった児童・生徒を対象に、以下を給付します。

<給付額>

奨学金	小学生	月額 2万円
	中学・高校生・大学生・専門学生等	月額 4万円
入学祝金	入学時	5万円
卒業準備金	中学3年時	15万円
	高校（相当する学校を含む）最終学年	85万円

お問い合わせ先

在学する学校

又は三菱UFJ信託銀行

0120-622-372（通話料無料）

児童養護施設又は里親家庭で生活している高校3年生の進学を支援します

4-②-8 朝日新聞厚生文化事業団 児童養護施設・里親家庭等高校生進学応援金

児童養護施設や里親家庭で生活し、大学、短期大学、専門学校に進学を希望する高校3年生（高卒認定合格見込み者含む。）を対象に、入学金及び学生応援金（学費）を給付します。

新規募集は2024年度をもって終了しました。

<給付額>

入 学 金	10万円
学生応援金	毎年 30万円

お問い合わせ先 社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団「進学応援金係」 03-5540-7446

被災した子どもの就園・就学を支援します

4-②-9 就園支援（幼稚園）

<私立>

震災により就園困難となった園児の選考料・入園料・保育料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立幼稚園・幼保連携型認定こども園

4-②-10 就学支援（小・中学校（公立））

震災により就学困難となった児童・生徒に、市町村が学用品費・通学費・学校給食費・医療費などを支給する場合があります。

お問い合わせ先 各市町村（P.58）又は各小・中学校

4-②-11 就学支援（県立高等学校）

震災により就学困難となった生徒の入学料・入学選考料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各学校
又は岩手県教育委員会事務局教育企画室 019-629-6111

4-②-12 就学支援（大学、短期大学（国立・公立・私立））

震災により就学困難となった学生を対象に、授業料の減額・免除その他の支援が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各大学、各短期大学等

学校名	内 容	お問い合わせ先
県立大学 同盛岡短期大学部同宮古短期大学部	入学料・授業料の減額・免除	滝沢キャンパス 019-694-2010 宮古キャンパス 0193-64-2230
県立高等看護学院 (一関・宮古・二戸)	入学検定料、入学料、授業料等の減額・免除	一関高看 0191-23-5116 宮古高看 0193-62-5022 二戸高看 0195-25-5141
県立産業技術短期大学校	入学検定料、入学料、授業料等の減額・免除	矢巾校 019-697-9088 水沢校 0197-22-4422
県立高等技術専門学校	入学検定料、入校料、授業料等の減額・免除	千厩校 0191-52-2125 宮古校 0193-62-5606 二戸校 0195-23-2227
県立農業大学校	入学検定料、入学料、授業料の減額・免除	岩手県立農業大学校 0197-43-2211

4-②-13 就学支援（私立学校（中・高・特））

震災により就学困難となった生徒の選考料・入学金・授業料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立学校

4-②-14 就学支援（私立専修学校、各種学校）

震災により就学困難となった生徒の選考料・入学金・授業料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立専修学校、各種学校

4-②-15 教科書購入費等給付（いわての学び希望基金）

震災により被害を受けた公立・私立高校に在学する生徒は、教科書購入費・入学に要する経費・修学旅行費の給付が受けられます。

<給付額>

購入内容	給付額
教科書購入費	年度ごとに 1万5,000円 （入学年度を除く）
入学に要する経費	入学年度に 25万円
修学旅行費	修学旅行実施年度に 実費給付 （公立高校上限 10万円 ）

対象者 次の4つの要件を満たす者（所得制限があります。）

- 1 岩手県内の公立・私立高校（専攻科・別科を除く）の在学者で平成23年4月1日以前に生まれた者
- 2 次のいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居の全壊、全焼、半壊、半焼又は流失
 - イ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - ウ 福島原発事故により警戒区域又は計画避難区域からの避難のための立退き
- 3 いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金及び福島県東日本大震災子ども支援基金による奨学金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
- 4 令和7年大船渡市林野火災による教科書購入費等給付金の給付を受けていない者

お問い合わせ先 在学する高校

4-②-16 文化活動支援・運動部活動支援（いわての学び希望基金）

震災により被災した生徒は、文化活動や運動部活動の県大会、東北大会、全国大会等に参加・出場するための経費（交通費、宿泊費等）の給付が受けられます。

<給付額>

- 県大会、東北大会、全国大会等への参加・出場に係る主な給付
交通費：実費額（JR 料金、貸切バス料金等）
宿泊費：1泊 8,000 円を上限
- 各連盟負担金等に係る給付
岩手県高等学校体育連盟入会金・分担金及び文化連盟会費、入会金：実費額

対象者 次のいずれかの被害を受けた生徒

- 1 住居の全壊、全焼、半壊、半焼又は流失
- 2 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
- 3 福島原発事故により警戒区域又は計画避難区域からの避難のための立退き

お問い合わせ先 在学する学校

4-②-17 被災地に居住する生徒等の通学交通費の支援（いわての学び希望基金）

沿岸 12 市町村に居住している生徒等に対し、公共交通機関の通学定期券を半額補助します。

<補助概要>

対象公共交通機関	補助率
三陸鉄道	通学定期券購入費の 1/2 (※震災遺児・孤児は購入費の 2/3)
岩手県交通	
岩手県北自動車	
JR バス東北	

お問い合わせ先 岩手県ふるさと振興部交通政策室 019-629-5206

4-②-18 大学等進学支援一時金給付（いわての学び希望基金）

震災により被災した一定の所得未満の世帯の高校生等（公立・私立）は、大学等への進学に必要な経費（大学等進学支援一時金）の給付が受けられます。

<給付額>

区 分	給 付 額
自宅通学者	30 万円
自宅外通学者	60 万円

対象者 次の5つの要件を満たす者（所得制限があります。）

- ① 県内の公立・私立高校（専攻科及び別科を除く。）、公立・私立特別支援学校（高等部）、高等専門学校及び私立専修学校（高等課程）を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校の専攻科等に進学した者
- ② 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、85,500 円未満の世帯の者
- ③ 東日本大震災津波により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 住居の流失
 - エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - オ 平成 23 年 4 月に原子力災害対策本部長が指示した警戒区域又は計画的避難区域からの避難のための立退き
- ④ いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金、福島県東日本大震災子ども支援基金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
- ⑤ 令和 7 年大船渡市林野火災による大学等進学支援一時金を受給していない者

お問い合わせ先

【公立学校】 岩手県教育委員会事務局教育企画室
 【私立学校】 岩手県ふるさと振興部学事振興課

019-629-6108
 019-629-5041

4-②-19 保育士修学資金（いわての学び希望基金）

保育士養成施設で保育士資格を取得し、卒業後、岩手県内の保育所等で児童の保育等の業務に従事しようとする方に修学資金の貸付を行います。

なお、岩手県内の保育所等で、児童の保育等の業務に3年間従事した場合は、返還を免除します。

<貸与額>

基本額：月額	5万円
加算額：入学準備金（初回に限る）	20万円
就職準備金（最終回に限る）	20万円
就職準備加算金（岩手県内の沿岸地域に就職した場合に限る）	20万円

お問い合わせ先 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 019-637-9611

奨学金の貸付を行います（被災した子どもたちへの支援）

4-②-20 岩手育英奨学金（奨学金（無利子貸与））

被災した生徒を対象に無利子で奨学金の貸与を行います。

<貸与額>

公立高校	自宅	月額 1万8,000円
	自宅外	月額 2万3,000円
私立高校等	自宅	月額 3万円
	自宅外	月額 3万5,000円

お問い合わせ先 公益財団法人岩手育英奨学会 019-623-2050

4-②-21 日本学生支援機構（奨学金）

学生・生徒を対象に奨学金の貸与を行います。

<貸与額>

大学・短大（国公立）	第一種 （無利息）	自宅生	月額 2 万、3 万、4.5 万円から選択
		自宅外	月額 2 万、3 万、4 万、5.1 万円から選択
	第二種 （利息付）	月額 2 万円～選択（10,000 円刻み）	
高専（国公立、自宅外）	月額 1 万円、2 万 2,500 円から選択		

※ 被災者を対象とした奨学金ではありません。

お問い合わせ先 在学する学校

4-③ 子育て支援制度などのこと

震災で被災したひとり親家庭を支援します

4-③-1 ひとり親家庭支援事業

ひとり親家庭への各種支援制度について相談を受け付けます。

お問い合わせ先

沿岸広域振興局保健福祉環境部

0193-25-2713

沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター

0193-64-2218

沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター

0192-27-9913

震災で被災した子どもたちを支援します

4-③-2 未成年後見人制度

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。

※ 未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所が親族等の申立てにより、未成年後見人を選任します。

お問い合わせ先

盛岡家庭裁判所

019-622-3165

4-③-3 未成年後見人支援事業

未成年後見人に対する報酬及び未成年後見人が加入する損害賠償保険料を県が補助します。

活用できる方

児童相談所長が家庭裁判所に選任請求し、家庭裁判所から未成年後見人として選任された方など

お問い合わせ先

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 019-629-5457

4-③-4 里親制度

里親制度とは、保護者のいない児童等を家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度です。里親になるには、登録が必要です。ご希望の方は児童相談所へお問い合わせください。

1 親族里親

児童の扶養義務者（民法第877条）及びその配偶者である者が児童の養育を希望し、里親になった場合、以下が支給されます。

一般生活費	月額 5万 7,080 円～
教 育 費	小学生 月額 7,210 円
	中学生 月額 9,380 円

など

2 養育里親

親族里親に該当しない者が児童の養育を希望し、里親になった場合、以下が支給されます。

親族里親に支給される一般生活費及び教育費に加え、
里親手当（里子一人あたり月額）9万円

※ その他里親の種類として専門里親、養子縁組里親があります。

お問い合わせ先

岩手県福祉総合相談センター **地域相談課**
一関児童相談所
宮古児童相談所

019-629-9604
0191-21-0560
0193-62-4059

4-④ 子ども・子育ての相談窓口

被災した子どもたちのこころの健康回復を支援します

4-④-1 いわてこどもケアセンター

震災により子どもたちが受けた被災ストレスからの回復を支援するため、平成 25 年 5 月に「いわてこどもケアセンター」を開設しました。

センターでは、臨床心理士（公認心理師）や精神保健福祉士などの専門スタッフを配置し、カウンセリングや相談などを行います。また、関係機関への助言や支援者向け研修会も行います。

なお、診療については岩手医科大学附属病院児童精神科で行っています。いわてこどもケアセンターは、診療サポート事業を行っています。

【対象】 概ね幼児から 15 歳まで

お問い合わせ先

いわてこどもケアセンター（岩手医科大学矢巾キャンパス内）

【相談は完全予約制です】

予約受付電話 019-651-5111（代）内線 5550 番

予約受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

※ 矢巾（岩手医科大学）での相談の他、週に 1 回、宮古地区・釜石地区・気仙地区への巡回相談を実施します。予約は、いわてこどもケアセンターで受け付けます。

※ 診療のお問い合わせは、

岩手医科大学附属病院児童精神科 019-613-7111（代）内線 5550
におかけください。

児童に関するさまざまな相談に応じます

4-④-2 児童相談所

児童相談所では、児童の養育についてのあらゆる相談に応じています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。

1 相談

家庭での養育が困難な児童、身体・知的障がいのある児童、性行不良の児童など、児童について全ての相談を受け付けています。

2 専門家による判定・指導

医師や児童心理司が専門的な判定を行います。

必要に応じ入所や通所又は訪問による個別的指導をします。

3 一時保護

緊急的な一時保護や行動観察のための入所指導を行います。

入所期間は相談の内容や児童の状況等により異なります。

4 入所措置

必要に応じて、児童福祉施設への入所措置を決定します。

※ 相談は無料ですが、施設に入所した場合には、住民税の課税状況等に応じ、負担額が決められます。

お問い合わせ先

岩手県福祉総合相談センター児童相談第二課

019-629-9604

一関児童相談所

0191-21-0560

宮古児童相談所

0193-62-4059

4-④-3 親子のための相談 LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども（18歳未満）とその保護者の方からの相談を受け付けています。

- ・ 匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも相談ができます。
- ・ 相談内容の秘密は守られます。

ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。



児童虐待に関する相談に対応します

4-④-4 児童虐待防止

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お問い合わせ先

児童相談所虐待対応ダイヤル

189（いちはやく）（無料）

※ お住まいの地域の児童相談所に電話でおつながります。

5-① 高齢の方の相談窓口

高齢者に関する相談に対応します

5-①-1 地域包括支援センター

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行うため、市町村が設置しています。

【各市町村の地域包括支援センター】 岩手県のホームページよりご確認ください。

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>
地域包括支援センターで検索

認知症に関する相談に対応します

5-①-2 いわて認知症電話相談（認知症コールセンター）

認知症のご本人や家族が抱える不安や悩みなどに関する相談や、利用可能なサービス・制度などについて、認知症介護の関係者や介護経験者等が相談に応じます。

お問い合わせ先

いわて認知症電話相談

0120-300-340（通話料無料）

受付時間：月～金曜日午前 9 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

5-①-3 認知症に関する相談（岩手県認知症疾患医療センター）

認知症に関する相談窓口です。各医療機関の専門医師、臨床心理士、精神保健福祉士などが対応します。※ 本人、家族、介護従事者等が利用できます。

お問い合わせ先

- （基幹型）** 学校法人岩手医科大学附属病院 019-611-8067
受付時間：月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
- （地域型）** 社団医療法人新和会 宮古山口病院 0193-62-4088
受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
独立行政法人国立病院機構花巻病院 0198-20-0596
受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
社団医療法人祐和会 北リアス病院 0194-75-3858
受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
医療法人社団創生会 おとめがわ病院 0197-34-1226
受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
岩手県立一戸病院 0195-32-3153
受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
岩手県立南光病院 0191-23-0852
受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
- （連携型）** 医療法人希望会 希望ヶ丘病院 0192-53-1019
診療：月～金曜日（予約制）
相談受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）
医療法人仁医会（財団）釜石厚生病院 0193-23-5105
受付時間：月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）

（注）基幹型：地域型の機能に加え、救急及び急性期医療に対応

（注）地域型：認知症の相談、専門医療の提供及び認知症医療に関する地域連携の中核となる医療機関

（注）連携型：基幹型・地域型等の医療機関と連携し、認知症の相談、専門医療の提供及び認知症医療に対応

5-①-4 若年性認知症に関する相談（若年性認知症支援コーディネーター）

若年性認知症に関する相談窓口です。岩手医科大学病院に配置している「若年性認知症支援コーディネーター」が対応します。※ 本人、家族、介護従事者、企業等が利用できます。

お問い合わせ先

- 学校法人岩手医科大学附属病院 019-611-8030
受付時間：月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）

6-① 医療のこと

診療可能な医療機関の情報を提供します

6-①-1 医療情報ネット

治療や健診の必要な方で、受診する医療機関をお探しの方に診療可能な医療機関の情報を提供します。

「医療情報ネット」ホームページ 「名称で検索」

お問い合わせ先

岩手県保健福祉部医療政策室
各保健所 (P.60)

019-629-5406

救急医療電話相談を受け付けます

6-①-2 岩手県救急安心センター（#7119）、小児救急医療電話相談（#8000）

急なケガや病気の時に、救急車を呼ぶか、様子を見るか迷う様子を見るか迷う場合に看護師が電話相談に応じる、岩手県救急安心センター「#7119」を開設しています。15歳未満のお子さんに関するご相談は、小児救急医療電話相談「#8000」でも受け付けています。

お問い合わせ先

岩手県救急安心センター

#7119

受付時間：24 時間 365 日

(ダイヤル、IP 電話は 019-656-1774)

小児救急医療電話相談

#8000

受付時間：年中無休/19 時から翌朝 8 時

(ダイヤル、IP 電話は 019-605-9000)

6-② 被災者の生活再建や支援の相談窓口

地域住民の身近な相談役です

6-②-1 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や福祉サービスを利用するためのお手伝いなどの活動に取り組んでいます。

お問い合わせ先

各市町村 (P.58)

6-③ こころの相談窓口

「こころ」に関する相談窓口です

6-③-1 震災こころの相談室（地域こころのケアセンター）

直接的な被害の有無に関わらず「震災のストレス」による心身の不調等について専門のスタッフが相談をお受けします。

※ 各相談室は、概ね毎週又は隔週 1 回開催しております。相談室ごとに開催日や開催場所が異なりますので事前に各センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先 ※ 相談には予約が必要です。

相談室名称	電話予約 受付時間	電話番号
野田村こころの健康相談センター	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時	久慈地域こころのケアセンター 0194-52-7522
宮古震災こころの相談室 山田震災こころの相談室	月～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分	宮古地域こころのケアセンター 0193-62-1077
釜石震災ストレス相談室 大槌震災ストレス相談室	月～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分	釜石地域こころのケアセンター 0193-25-1822
大船渡こころの相談室 陸前高田こころの相談室	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時	大船渡地域こころのケアセンター 0192-26-0260

6-③-2 こころの健康相談（災害時ストレス健康相談受付窓口）

震災等によるストレス健康相談を電話で受け付けています。

お問い合わせ先 岩手県精神保健福祉センター 019-629-9617

受付時間 平日 午前 9 時～午後 4 時 30 分まで（祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

6-③-3 生きづらびっと（SNS（LINE）での相談窓口）

相談者のつらい気持ちを、安心して話していただくことのできる SNS 相談です。

ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。



6-④ 暮らしの悩み相談窓口

暮らし・仕事・お金など、様々な問題を抱えた方の気持ちに寄り添って一緒に解決を目指します

6-④-1 生活困窮者自立相談による支援

生活保護受給者以外のしごとや生活に困っている方の相談に応じ、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

詳しくは、お住まいの地域の相談窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先		
お住まいの地域	相談窓口	電話番号
盛岡市	盛岡市くらしの相談支援室	019-626-1215
宮古市	くらしネットみやこ相談室	0193-65-7046
大船渡市	ここからセンター	0192-27-0001
花巻市	総合相談室	0198-22-6708
北上市	暮らしの自立支援センターきたかみ	0197-72-6074
久慈市	生活あんしん相談室	0194-61-3741
遠野市	遠野市自立生活相談窓口	0198-68-3194
一関市	くらしサポートセンターいちのせき	0191-23-6020
陸前高田市	くらし応援窓口	0192-54-5151
釜石市	くらし・しごと相談所	0193-27-8188
二戸市	くらしの相談窓口	0195-43-3588
八幡平市	はちまんたい暮らしの支援室	0195-74-4400
奥州市	くらし・安心応援室	0197-47-4546
滝沢市	滝沢市自立支援窓口	019-684-1110
雫石町、葛巻町、 岩手町、紫波町、矢巾町	いわて県央生活支援相談室	019-637-4473
西和賀町	あんしんサポートセンター西和賀	0197-84-2161
金ケ崎町	くらし・安心応援室	0197-47-4546
平泉町	くらしサポートセンターいちのせき	0191-23-6020
住田町	住田町ここからセンター	0192-46-2300
大槌町	大槌町くらし・しごと相談所	0193-41-1511
山田町、岩泉町、田野畑村	宮古圏域くらしサポートセンター	0193-65-8815
普代村、野田村、洋野	生活あんしん相談室	0194-61-3741
軽米町、九戸村、一戸	あすいろ	0195-43-3525

「仕事」「心の悩み」「暴力被害」等暮らしの悩みの一括無料相談電話

6-④-2 よりそいホットライン

どんな人のどんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します。音声ガイダンスの後に、相談したい内容を選択します。

番 号	内 容
1 番	暮らしの困りごと、悩みを聞いてほしい方
2 番	外国語による相談
3 番	DV、性暴力など女性の相談
4 番	性的指向（好きになる性）や性自認（自分の認識する性別）に関してお悩みの方
5 番	死にたいほどつらい方
7 番	10 代、20 代の女の子の相談
8 番	さまざまな災害で被災された方

お問い合わせ先 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

0120-279-338（通話料無料）

法的トラブル解決のための「総合案内所」

6-④-3 日本司法支援センター（法テラス）

法的問題の解決を弁護士・司法書士等が支援します。

お問い合わせ先 法テラス岩手（盛岡市） 0570-078382（IP 電話 050-3383-5546）

法テラス気仙（大船渡市） 0570-078385（IP 電話 050-3383-1402）

受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

※法テラス気仙（大船渡市）は令和 8 年 12 月をもって業務終了

6-⑤ 女性の相談や暴力についての相談窓口

女性からの相談に対応します

6-⑤-1 岩手県男女共同参画センター

女性からの様々な悩み（家族・職場・夫・DV など）についての相談に応じます。（男性からの相談も受け付けています。）

お問い合わせ先 岩手県男女共同参画センター

019-606-1762

受付時間 水・木曜日 午前 10 時～午後 4 時

火・金曜日 午前 10 時～午後 2 時

※ 祝日、年末年始、アイーナ休館日を除く

6-⑤-2 性と健康の相談センター

不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む、妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女の相談に応じています。

お問い合わせ先 各保健所（P.60）

性犯罪被害についての相談を受け付けます

6-⑤-3 性犯罪相談電話

性犯罪の被害を受けたこと、過去の被害による精神的な悩み等の相談に応じます。

お問い合わせ先 岩手県警察本部 性犯罪相談電話

0120-797-874（通話料無料）

又は **#8103**

受付時間 24 時間対応（夜間・土・日・祝日は当直対応）

はまなすサポートライン

#8891

（公益社団法人いわて被害者支援センター）

又は **019-601-3026**

受付時間 24 時間対応

（土・日・祝日、17 時～翌 9 時は、夜間休日コールセンターにつながります）

犯罪被害に関する総合的な相談に対応します

6-⑤-4 警察安全相談電話

犯罪になるのかならないのかは分からないが困っていること、将来何らかの被害を受けるかもしれないこと等の相談に応じます。

お問い合わせ先 岩手県警察本部 警察安全相談電話 #9110 又は 019-654-9110
各警察署 (P.58)

6-⑤-5 犯罪被害者支援に関する相談

犯罪の被害を受けたがどうしたらよいか分からない、犯罪被害者等給付金などの支援制度を知りたい等の相談に応じます。

お問い合わせ先 岩手県警察本部被害者支援室 019-653-0110 (代)
公益社団法人 いわて被害者支援センター 019-621-3751
受付時間 月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

DVについての相談を受け付けます

6-⑤-6 DV相談

配偶者やパートナーから暴力を受けている方からの相談に応じます。

お問い合わせ先

●配偶者暴力相談支援センター

① 岩手県福祉総合相談センター

受付時間		電話番号
月～金曜日	午前 9 時～午後 4 時	019-629-9610
	午後 5 時 45 分～午後 9 時 40 分	019-652-4152
土・日・祝日	午前 9 時～午後 9 時 40 分	019-652-4152

② 各広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）（P.59）

③ もりおか女性センター 019-604-3304

受付時間 月・火・金曜日 午前 10 時～午後 5 時
水・木曜日 午前 10 時～午後 8 時
（毎月第 2 火曜日・祝日及び年末年始を除く）

④ 盛岡市こども未来部子ども家庭センター 019-613-7521

受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時

●岩手県警察本部

#9110 又は 019-654-9110

※ 各警察署（P.58）

●盛岡地方法務局 みんなの人権 110 番

0570-003-110

受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

●DV相談ナビ

#8008

全国希望地域の相談窓口への自動案内（24 時間）

●DV相談+（プラス）

電話相談（24 時間受付）

SNS 相談（12:00～22:00）

<https://soudanplus.jp>

0120-279-889

ホームページから

7-① 岩手県での就労のこと

岩手県での就職に関する相談を受け付けます

7-①-1 岩手県 U・I ターンセンター

岩手県への U・I ターン就職を希望する方の相談対応や情報提供、無料職業紹介を行っています。

お問い合わせ先

岩手県 U・I ターンセンター

03-3524-8284

東京都中央区銀座 5-15-1 南海東京ビル 1 階いわて銀河プラザ内

受付時間 月～土曜日 午前 10 時 30 分～午後 5 時（祝日・年末年始は除く）

7-①-2 いわて U・I ターンサポートデスク

U・I ターン希望者やその御家族、県外の学生などを対象に、相談対応や情報提供、県内でのインターンシップ実施支援など、様々なサポートを行っています。

お問い合わせ先

いわて U・I ターンサポートデスク

019-621-1171

岩手県盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 5 階ジョブカフェいわて内

受付時間 月～土曜日 午前 10 時～午後 6 時（祝日、年末年始は除く）

7-② 岩手県への移住のこと

岩手県への移住に関する相談を受け付けます

7-②-1 いわて暮らしサポートセンター

岩手県への移住を考えている方の暮らしや仕事の相談に、専任の移住コンシェルジュとキャリアカウンセラーがお答えします。

お問い合わせ先 **いわて暮らしサポートセンター**

080-8871-1741

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8 階ふるさと回帰支援センター内
受付時間 午前 10 時～午後 6 時（休日：月曜日、祝日、その他指定の定休日）

東京圏から岩手県へ移住・就業等した方に支援金を支給します

7-②-2 岩手県移住支援金

東京 23 区**在住・通勤者**が本県へ移住し就業・起業等した場合の経済的負担を軽減するため、支援金を支給します。

※ **市町村により実施状況が異なります。詳細**は、下記までお問い合わせください。

<支給上限額>

世帯での移住の場合	100 万円
（さらに、18 歳未満 1 人あたり 100 万円の子育て加算を実施）	
単身での移住の場合	60 万円

お問い合わせ先 **移住先の市町村（P.58）**

東京圏から岩手県へ移住・就業した方に支援金を支給します

7-②-3 地方就職支援金

東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学生が、県内の企業に就職する場合、就職先企業の採用活動に参加した交通費及び県内への移転費を支給します。

※ 市町村により実施状況が異なります。詳細は、下記までお問い合わせください。

<支給上限額>

※支給は1人につき各1回限り

交通費	15,200 円
移転費	108,000 円

お問い合わせ先 移住先の市町村 (P.58)

県外から岩手県へ移住・就業等した若者に支援金を支給します

7-②-4 いわて若者U・Iターン支援金

県外在住の40歳未満の方が本県へ移住し就業・起業等した場合の経済的負担を軽減するため、支援金を支給します。

※ 市町村により実施状況や支給要件等が異なります。詳細は、下記までお問い合わせください。

<支給上限額>

(一般)	世帯での移住の場合	25 万円
	(さらに、18 歳未満 1 人あたり 25 万円の子育て加算を実施)	
	単身での移住の場合	15 万円
(新卒)	県外の高校・大学等を移住直前の3年以内に卒業	15 万円
(共通)	(さらに、若者・女性が移住した場合に 5 万円の加算を実施)	

お問い合わせ先 移住先の市町村 (P.58)

関係連絡先一覧

○県の機関

岩手県(代表番号) 019-651-3111 復興防災部 019-629-6931

盛岡広域振興局（代表番号）	019-651-3111
盛岡広域振興局 経営企画部	019-629-6507
盛岡広域振興局 県税部	019-629-6533
盛岡広域振興局 保健福祉環境部	019-629-6565
県南広域振興局（代表番号）	0197-22-2811
県南広域振興局 経営企画部	0197-22-2812
県南広域振興局 県税部（本局）	0197-22-2821
県南広域振興局 保健福祉環境部	0197-22-2861
県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921
県南広域振興局 一関保健福祉環境センター	0191-26-1415
沿岸広域振興局（代表番号）	0193-25-2717
沿岸広域振興局 経営企画部（本局）	0193-25-2701
沿岸広域振興局 経営企画部県税室	0193-25-2703
沿岸広域振興局 保健福祉環境部	0193-25-2702
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター	0192-27-9911
沿岸広域振興局 大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター	0193-64-2211
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター	0193-64-2213
県北広域振興局（代表番号）	0194-53-4981
県北広域振興局 経営企画部	0194-53-4981
県北広域振興局 経営企画部県税室（本局）	0194-53-4986
県北広域振興局 保健福祉環境部	0194-53-4987
県北広域振興局 二戸地域振興センター	0195-23-9201
県北広域振興局 二戸保健福祉環境センター	0195-23-9202

○岩手県警察

岩手県警察本部	019-653-0110	盛岡東警察署	019-606-0110
盛岡西警察署	019-645-0110	岩手警察署	0195-62-0110
紫波警察署	019-671-0110	花巻警察署	0198-23-0110
北上警察署	0197-61-0110	奥州警察署	0197-25-0110
一関警察署	0191-21-0110	千厩警察署	0191-51-0110
大船渡警察署	0192-26-0110	遠野警察署	0198-62-0110
釜石警察署	0193-25-0110	宮古警察署	0193-64-0110
岩泉警察署	0194-31-0110	久慈警察署	0194-53-0110
二戸警察署	0195-29-0110		

○市町村

盛岡市	019-651-4111	宮古市	0193-62-2111
大船渡市	0192-27-3111	花巻市	0198-24-2111
北上市	0197-64-2111	久慈市	0194-52-2111
遠野市	0198-62-2111	一関市	0191-21-2111
陸前高田市	0192-54-2111	釜石市	0193-22-2111
二戸市	0195-23-3111	八幡平市	0195-74-2111
奥州市	0197-24-2111	滝沢市	019-684-2111
雫石町	019-692-2111	葛巻町	0195-66-2111
岩手町	0195-62-2111	紫波町	019-672-2111
矢巾町	019-697-2111	西和賀町	0197-82-2111
金ヶ崎町	0197-42-2111	平泉町	0191-46-2111
住田町	0192-46-2111	大槌町	0193-42-2111
山田町	0193-82-3111	岩泉町	0194-22-2111
田野畑村	0194-34-2111	普代村	0194-35-2111
軽米町	0195-46-2111	野田村	0194-78-2111
九戸村	0195-42-2111	洋野町	0194-65-2111
一戸町	0195-33-2111		

○ハローワーク

ハローワーク盛岡	019-651-8811(案内)
ハローワーク盛岡菜園庁舎	019-623-4800
ハローワーク沼宮内	0195-62-2139
ハローワーク釜石	0193-23-8609
ハローワーク遠野	0198-62-2842
ハローワーク宮古	0193-63-8609
ハローワーク花巻	0198-23-5118
ハローワーク一関	0191-23-4135
ハローワーク水沢	0197-24-8609
ハローワーク北上	0197-63-3314
ハローワーク大船渡	0192-27-4165
ハローワーク二戸	0195-23-3341
ハローワーク久慈	0194-53-3374

○労働基準監督署

盛岡労働基準監督署	019-604-2530	宮古労働基準監督署	0193-62-6455
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	花巻労働基準監督署	0198-23-5231
一関労働基準監督署	0191-23-4125	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
二戸労働基準監督署	0195-23-4131		

○ジョブカフェいわて及び各地域ジョブカフェ

ジョブカフェいわて（盛岡）	019-621-1171	ジョブカフェはなまき(花巻)	0198-22-3277
ジョブカフェさくら（北上）	0197-63-3533	ジョブカフェ奥州（奥州）	0197-23-6331
ジョブカフェ一関（一関）	0191-34-5970	ジョブカフェかまいし（釜石）	0193-27-8421

○税務署

一関税務署	0191-23-4205	大船渡税務署	0192-26-3481
釜石税務署	0193-25-2081	久慈税務署	0194-53-4161
二戸税務署	0195-23-2701	花巻税務署	0198-23-3341
水沢税務署	0197-24-5111	宮古税務署	0193-62-1921
盛岡税務署	019-622-6141		

※ 国税に関する一般的なご相談は、「国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)」で「電話相談センター」の職員がお答えします。（音声案内で「1」を選択してください。）

○保健所

県央保健所	019-629-6565	中部保健所	0198-22-4921
奥州保健所	0197-22-2861	一関保健所	0191-26-1415
大船渡保健所	0192-27-9913	釜石保健所	0193-25-2702
宮古保健所	0193-64-2213	久慈保健所	0194-53-4987
二戸保健所	0195-23-9202		
盛岡市保健所	019-603-8301	(夜間・休日)	019-651-4111

○社会福祉協議会

岩手県社会福祉協議会	019-637-4466	盛岡市社会福祉協議会	019-651-1000
宮古市社会福祉協議会	0193-64-5050	大船渡市社会福祉協議会	0192-27-0001
奥州市社会福祉協議会	0197-25-6158	花巻市社会福祉協議会	0198-24-7222
北上市社会福祉協議会	0197-64-1212	久慈市社会福祉協議会	0194-53-3380
遠野市社会福祉協議会	0198-62-8459	一関市社会福祉協議会	0191-23-6020
陸前高田市社会福祉協議会	0192-54-5151	釜石市社会福祉協議会	0193-24-2511
八幡平市社会福祉協議会	0195-74-4400	二戸市社会福祉協議会	0195-25-4959
滝沢市社会福祉協議会	019-684-1110	雫石町社会福祉協議会	019-692-2230
葛巻町社会福祉協議会	0195-68-7161	岩手町社会福祉協議会	0195-62-3570
紫波町社会福祉協議会	019-672-3258	矢巾町社会福祉協議会	019-611-2840
西和賀町社会福祉協議会	0197-85-3225	金ヶ崎町社会福祉協議会	0197-44-6060
平泉町社会福祉協議会	0191-46-5077	住田町社会福祉協議会	0192-46-2300
大槌町社会福祉協議会	0193-41-1511	山田町社会福祉協議会	0193-82-3841
岩泉町社会福祉協議会	0194-22-3400	田野畑村社会福祉協議会	0194-33-3025
普代村社会福祉協議会	0194-35-2100	軽米町社会福祉協議会	0195-46-2881
洋野町社会福祉協議会	0194-65-5360	野田村社会福祉協議会	0194-71-1414
九戸村社会福祉協議会	0195-41-1200	一戸町社会福祉協議会	0195-33-3385

住宅ローンなど震災前からのお借入れの返済にお困りの被災者の方へ

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（被災ローン減免制度）のご利用について

「債務整理のガイドライン」を利用することにより、**震災前からの**住宅ローンなどの免除を受けることができます。

※債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

このような方が対象です

個人や個人事業主である方

（法人は対象となりません）

震災の影響により返済が困難となられた方

（今はまだ返済を続けているが、今後**近い将来に**、返済が困難となる**ことが確実と見込まれる**方も含まれます）

ガイドラインを利用するメリット

1

破産手続き（法的整理）とは異なり、債務整理に関する情報が個人信用情報に登録されることはありません。

（※登録されると、今後クレジットカードを作成したり、新たに借入れをすることが困難となります）

2

弁護士等の登録専門家が、債務整理に必要な手続きを支援します。費用は国が負担しますので不要です。

3

被災者の方の生活再建を支援するため、義援金・支援金・弔慰金に加え、自由財産（現預金）として上限 500 万円を目安に手元に残すことができます。

震災前と比べて収入に大きな変化はないし、制度は利用できないだろうなあ・・・

家は建てず、災害公営住宅に
入居したから、制度は利用できないだろうなあ・・・

適用されたケースがあります。以下の例をご覧ください。

ガイドラインの利用による借入の免除の例

A さん (男性・岩手県) のケース

- ・ 同じ場所に家を再建予定
- ・ 仮設住宅に居住
- ・ 勤務先も被災し異動となったが、収入に大きな変化はない

仮設住宅を退去後は、あらたな住居費負担(※)が発生することから、今後の住宅ローンの返済が不安になり、相談

【結果】

住宅ローン 1,900 万円



1,700 万円の借入の免除を受け、手元に義援金を含め 400 万円と自宅跡地合わせて 600 万円相当を残すことができた。

B さん (男性・宮城県) のケース

- ・ 自宅跡地は 防災集団移転事業により買上げ
- ・ 借上げ住宅に居住
- ・ 震災後も勤務先、収入は変わらない

借上げ住宅を退去後は、あらたな住居費負担(※)が発生することから、今後の住宅ローンの返済が困難になると思い、相談

【結果】

住宅ローン 3,270 万円



2,135 万円の借入の免除を受け、手元に義援金及び 500 万円を残すことができた。

※あらたな住居費負担には、災害公営住宅の家賃を含みます。

- ガイドラインに関する相談窓口はガイドブック **1-②-1** をご覧ください。
- インターネットからも詳しい情報をご覧ください。

自然災害ガイドライン

検索



<https://www.dgl.or.jp>

【全国避難者情報システムの登録について】

東日本大震災津波によりお住まいを移動された方は、『全国避難者情報システム』に登録することにより、お住まいの市町村や県からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

大切な情報を確実にお届けするためにも、以下に該当する方は、忘れずに登録変更手続きを行うようご協力をお願いします。

●登録変更手続きについて

- ① 避難を終了した方（定住・帰郷など）
- ② 避難先を移動した方（転居など）
- ③ 未登録又は誤登録だった方

※ 登録変更の手続きは、現在お住まいの市区町村役場で可能です。

●お問い合わせ

現在お住まいの市町村役場

または岩手県市町村課 電話 019-629-5227

東日本大震災津波で被災された皆様に役立てていただくための暮らしの
安心ガイドブック

令和8年度版

編集・発行 岩手県復興防災部復興くらし再建課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 019-629-6931 FAX 019-629-6944

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>